○国土交通省告示第千百三号

稚内空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十月二十二日　国土交通大臣　前原　誠司

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　稚内空港　北海道稚内市

三　変更した事項（変更前の事項については、昭和六十二年運輸省告示第二百四十四号、昭和六十三年運輸省告示第四百四号、平成七年運輸省告示第七百一号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十八号を参照。）

イ　標点の位置　北緯四十五度二十四分十六秒　東経百四十一度四十八分八秒　標高八・一メートル

ロ　空港の総面積　九十九万四千四百五十九平方メートル

ハ　着陸帯

(1)　等級　B級

(2)　長さ　二千三百二十メートル

ニ　滑走路

(1)　長さ　二千二百メートル

(2)　方位　北六十八度五十四分三十九秒東（真方位）

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十一年十一月十九日

○観光庁告示第十七号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、名鉄観光サービス株式会社（登録研修機関第六号）から住所及び研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十月二十二日　観光庁長官　本保　芳明

一　住所の変更

変更前	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目四番八号
変更後	愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目十四番十九号

二　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目四番八号
変更後	愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目十四番十九号

三　変更の年月日　平成二十一年九月二十四日

○関東地方整備局告示第三百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十二日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	桶川市大字上日出谷字弥勒二六七番一地先から同市大字上日出谷字弥勒二五四番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十月二十二日

○関東地方整備局告示第三百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十二日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山梨県南巨摩郡身延町波木井字坂日向二五二六番一から同町波木井字古屋敷二七八一番四まで	前	一一・一五メートル～五〇・二〇メートル
	後	四三・五九キロメートル～一一八・二四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十二号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年十月二十二日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　登録建築物調査機関の名称

相鉄建設株式会社

二　住所

神奈川県横浜市神奈川区栄町五番地一

三　代表者氏名

代表取締役　野杁　秀典

四　登録年月日

平成二十一年十月十六日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

相鉄建設株式会社　神奈川県横浜市神奈川区栄町五番地一

○北陸地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号及び四百五十九号	新潟市江南区木津字小池畠五六七番一から同市江南区横越字上郷一三六四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十月二十二日

○中部地方整備局告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十月二十二日　中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第千九百九十四号四日市都市計画、鈴鹿都市計画及び亀山都市計画下水道事業北勢沿岸流域下水道（南部処理区）

三　事業施行期間　自昭和六十二年十一月二十六日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし